

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査 料金表

●長期優良住宅建築等計画に係る料金

認定基準のうち、認定申請先の所管行政庁が定めた認定基準の区分に応じて下表に掲げる額を合計した額とします。

【共同住宅等】

認定基準の区分		料金 (単位 円/税抜)	
		新築	増改築 *1
①長期使用構造等	$A \leq 500$	$45,000 + M \times 7,000$	$90,000 + M \times 7,000$
	$500 < A \leq 1,000$	$55,000 + M \times 7,000$	$110,000 + M \times 7,000$
	$1,000 < A \leq 2,000$	$76,000 + M \times 7,000$	$152,000 + M \times 7,000$
	$2,000 < A \leq 10,000$	$218,000 + M \times 6,000$	$436,000 + M \times 6,000$
	$10,000 < A \leq 50,000$	$346,000 + M \times 5,000$	$692,000 + M \times 5,000$
	$50,000 < A$	$706,000 + M \times 4,000$	$1,412,000 + M \times 4,000$
②住宅の規模		50,000	
③居住環境の維持及び向上への配慮		所管行政庁が選定・公表したものに依りて見積りする額	
④建築後の住宅の維持保全		25,000	
⑤資金計画		25,000	

A：共同住宅等の延べ面積 (㎡)、M：対象住戸数

*1：1) 「①長期使用構造等」の技術基準のうち耐震性（増改築基準）について、評価方法基準第5の1の1-1（3）評価基準（新築住宅）による場合は、新築の表の料金となります。

2) 「①長期使用構造等」の技術基準のうち耐震性（増改築基準）について、「断熱等性能等級3+一次エネルギー消費量等級4」の基準による場合は、1住戸2,000円が加算されます。

※別途消費税がかかります。

※変更に係る審査料金は審査項目毎に別途定めております。

※下記の場合は、上表に掲げる料金を減額させていただきます。

1. 建築基準法の確認審査と併せてご依頼いただく場合

表の①長期使用構造等に係る料金は、表の①で定める額を20%減額します。

2. 住宅品質確保法の設計住宅性能評価と併せてご依頼いただく場合（確認審査と併せてご依頼いただく場合を含む）

表の①長期使用構造等に係る料金は、表の①で定める額を50%減額します。

3. 技術的審査を効率的に実施できる場合

実費を勘案し、上表の料金を減額します。

※申請内容に合わせて見積をいたしますので、どうぞお気軽にお問い合わせください。

